

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【公開番号】特開2018-175885(P2018-175885A)

【公開日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2018-132098(P2018-132098)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/533 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/511 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/533 1 0 0

A 6 1 F 13/49 3 1 5 Z

A 6 1 F 13/511 1 1 0

A 6 1 F 13/49 1 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月25日(2019.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前身頃と股下部と後身頃とが長手方向にこの順で設けられ、

吸収体を有する紙おむつであって、

少なくとも着用者の股下に配置される前記股下部において、前記長手方向に延びて前記吸収体に設けられた一対の溝状部と、

少なくとも前記股下部において、厚み方向において前記吸収体と重なる位置で前記長手方向に延びて設けられた一対のサポートギャザーとを備え、

幅方向中心と前記溝状部との間の幅方向寸法が前記サポートギャザーの幅方向外側端部と前記幅方向外側端部よりも幅方向内側の前記溝状部との間の幅方向寸法よりも大きいことを特徴とする紙おむつ。

【請求項2】

幅方向中心と前記溝状部との間の幅方向寸法が前記サポートギャザーの幅方向内側端部と前記幅方向内側端部よりも幅方向内側の前記溝状部との間の幅方向寸法よりも大きいことを特徴とする請求項1に記載された紙おむつ。

【請求項3】

前記サポートギャザーは、前記弾性部材がバックシートとカバーシートとの間に糊付けまたは縫合によって固定されている

ことを特徴とする請求項1または2に記載された紙おむつ。

【請求項4】

前記サポートギャザーは、複数本の前記弾性部材で構成されたことを特徴とする請求項3に記載された紙おむつ。

【請求項5】

前記後身頃に幅方向に突設された止着テープを備えた

ことを特徴とする請求項1～4の何れか1項に記載された紙おむつ。

【請求項 6】

前記止着テープが止め付けられ、前記前見頃の最も非肌面側に貼着されたフロントパッチを備え、

前記溝状部は、厚み方向から見て前記フロントパッチの前記股下側端部から前記後身側へ前記長手方向に延びて設けられた

ことを特徴とする請求項 5 に記載された紙おむつ。

【請求項 7】

前記吸收体において、前記溝状部の設けられた第一吸收体部よりも、厚み方向において前記フロントパッチと重なる位置の第二吸收体部のほうが厚み方向の寸法が小さい

ことを特徴とする請求項 6 に記載された紙おむつ。

【請求項 8】

前記第二吸收体部は、前記溝状部の延びる方向に沿って前記溝状部を仮想的に延長した領域を含み、前記第一吸收体部よりも目付量の小さい

ことを特徴とする請求項 7 に記載された紙おむつ。

【請求項 9】

前記第一吸收体部は、前記吸收体において前記長手方向の中央に配置された

ことを特徴とする請求項 7 または 8 に記載された紙おむつ。

【請求項 10】

前記第二吸收体部は、前記第一吸收体部に対して前記長手方向の一側に配置された

ことを特徴とする請求項 7 ~ 9 の何れか 1 項に記載された紙おむつ。

【請求項 11】

前記第二吸收体部は、前記第一吸收体部よりも密度が低い

ことを特徴とする請求項 7 ~ 10 の何れか 1 項に記載された紙おむつ。

【請求項 12】

前記溝状部は、前記吸收体の圧搾により形成されてなるものである

ことを特徴とする請求項 1 ~ 11 の何れか 1 項に記載された紙おむつ。

【請求項 13】

前記吸收体の肌面側に積層されたトップシートを備え、

前記トップシートに前記溝状部が設けられた

ことを特徴とする請求項 1 ~ 12 の何れか 1 項に記載された紙おむつ。

【請求項 14】

前記溝状部が、前記トップシートを積層した前記吸收体の圧搾により形成されてなるものである

ことを特徴とする請求項 13 に記載された紙おむつ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 4

【補正方法】削除

【補正の内容】